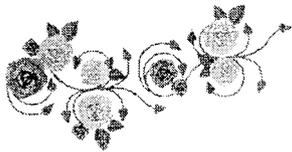
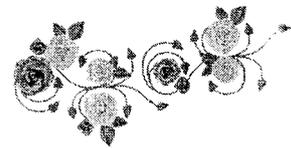


# 横浜市における こんにちは赤ちゃん訪問事業 〈地域の支援力との連携〉

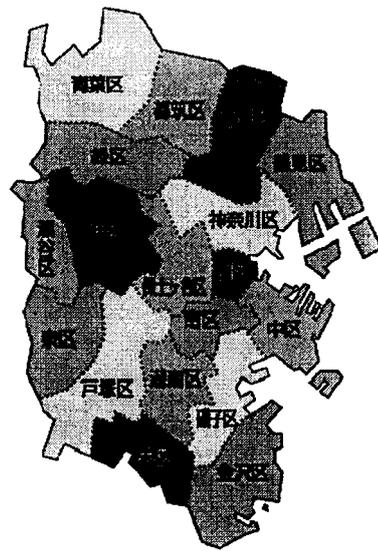
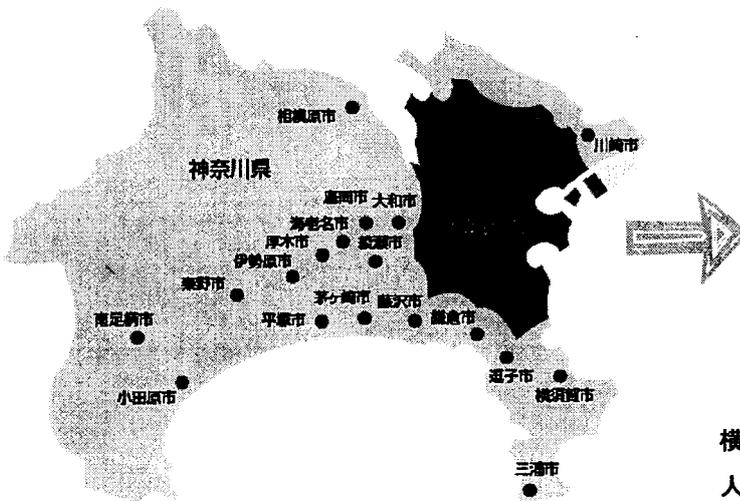


横浜市こども青少年局  
こども家庭課 丹野 久美



## 横浜市の概要

神奈川県の一部に位置し、一番大きな市です

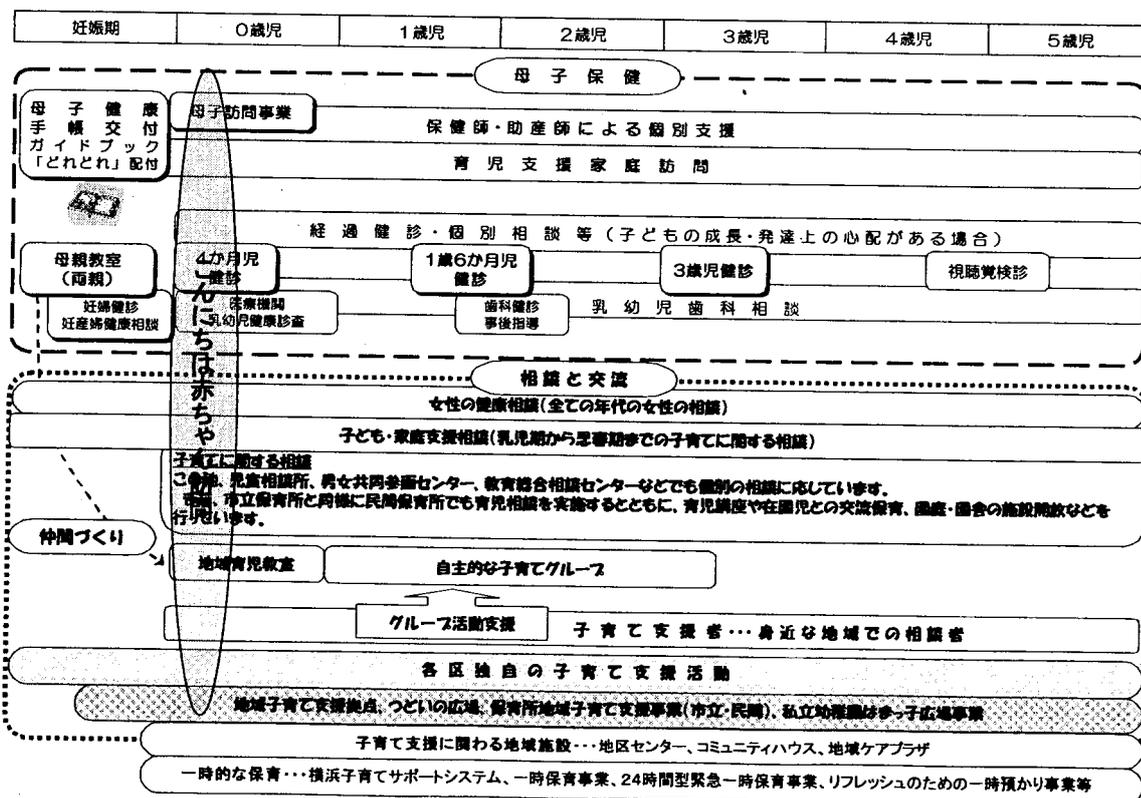


横浜市は政令市で、18区あります  
人口は 約360万人、世帯数約160万世帯  
年間出生数は約3万2~3千人で推移  
65歳以上人口比 約18% 平均年齢42歳

# 横浜市の福祉・保健の特徴

- 保健師数 定数 412人  
 (内訳)区こども家庭支援担当 118人  
 福祉保健相談 18人 高齢者支援 105人 障害者支援 19人  
 事業企画 18人 健康づくり 73  
 こども青少年局 6人 健康福祉局 12人 その他の局 5人  
 課長・係長職 45人
- 各区への助産師の配置
- 社会福祉職の採用
- 精神保健福祉を担当する社会福祉職の存在
- 区づくり推進事業費による区独自の事業展開が可能

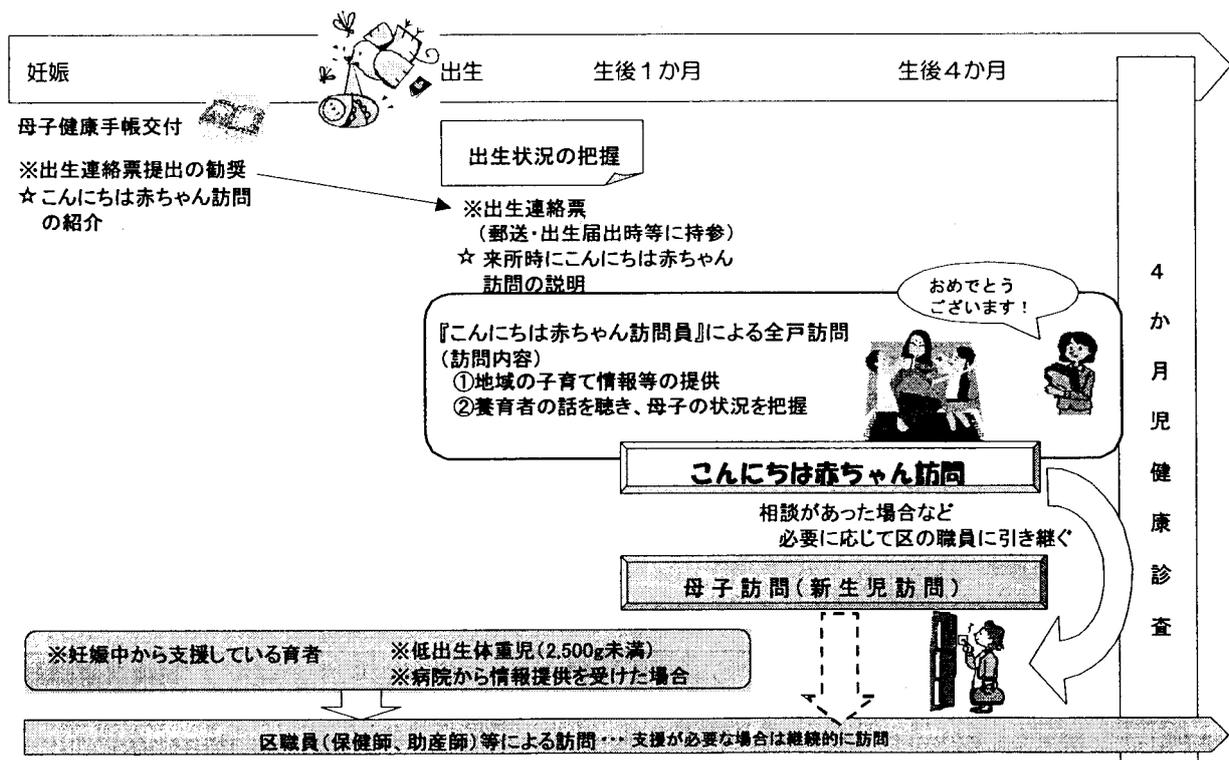
# 横浜市の子育て事業体系



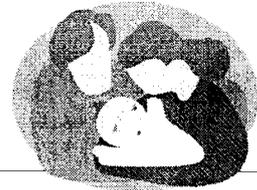
# 横浜市における母子訪問指導事業(新生児訪問)と こんには赤ちゃん訪問事業の整理

	母子訪問指導事業	こんには赤ちゃん訪問事業
対象者	基本的には第一子	生後4か月までの赤ちゃんのいる全家庭
訪問者	母子訪問指導員(委嘱助産師・保健師) 低体重児、ハイリスク、病院からの引継 ケースや第二子以降の希望者は区の保 健師・助産師が訪問	現在693名に委嘱 (内訳) ・民生委員・児童委員、主任児童委員 ・保健活動推進員、子育て支援事業、 子育てサークル、子供会、ボーイスカウト等
目的	新生児及び乳児の発育・発達等育児上 必要な事項について助言することにより 育児不安の軽減や母体の回復を図り、 必要な情報提供を行うことで母親が安心 して育児ができるよう支援	地域の方による子育て支援に関する情報の 提供を介して、地域の方とつながり、こどもを 見守る地域づくりを目指す ・「おめでとう」と赤ちゃんを地域に迎える ・母子を孤立させない。 ・早期に多くの赤ちゃんのいる家庭を把握 リスク>個人情報の管理・保護

## 横浜市における事業の流れ



# 訪問の内容(研修資料より)



## 赤ちゃんの誕生を祝い、母親を応援し、子育て情報を提供します

- まず、「赤ちゃんの御誕生、おめでとうございます」という一言を、届けてください。地域の一人に加わった赤ちゃんを、お祝いの言葉で迎えましょう。
- 訪問時には、冊子やプレゼントをお渡しし、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、子育ての様子などの話をお聴きします。具体的な地域の情報をお伝えすることが、地域での日常的な交流のきっかけづくりになります。
- 相談があった場合には、「活動報告書」に相談内容を記載し、区福祉保健センターを紹介し、引き継ぎの同意を得ます。区からの連絡を希望する場合は、その旨を「活動報告書」に記入し、早急な対応が必要であれば区に連絡します。
- 訪問の最後に、確認のため、「活動報告書」に養育者のサインをもらいます。
- 訪問の際は、親子の状態を最優先に考え、赤ちゃんや養育者の体調がよくない等の場合には訪問を見合わせ、訪問日時を再度調整をするなど、臨機応変な対応をお願いします。

こんにちは赤ちゃん訪問事業 活動報告書(兼依頼書)

第1号様式  
(表裏) こんにちは赤ちゃん訪問事業 活動報告書(兼依頼書)

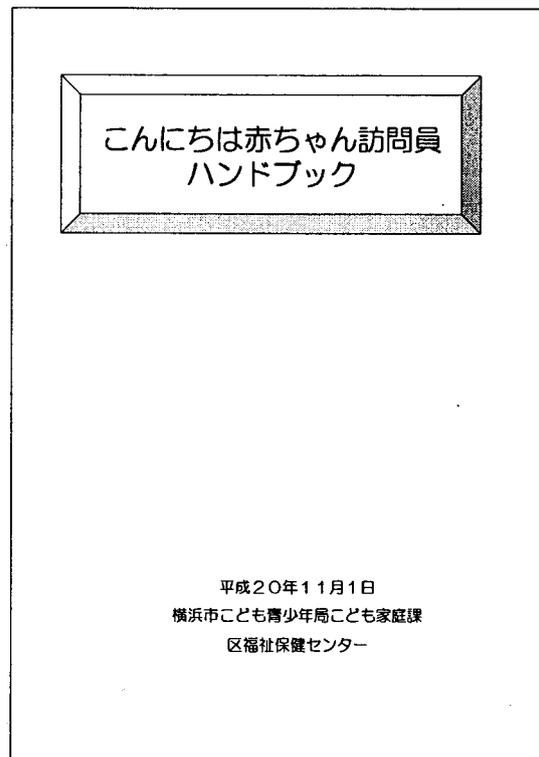
年 月 日

地区名 \_\_\_\_\_ 訪問員氏名 \_\_\_\_\_

乳児氏名	_____	月齢( )ヵ月
訪問日時	(1回目) 年 月 日 ( )	午前・午後 : ~ :
	(2回目) 年 月 日 ( )	午前・午後 : ~ :
	<input type="checkbox"/> 2回とも不在	
居場所	<input type="checkbox"/> 日本人(児) <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> その他家族( )	
相談内容	_____	
	福祉保健センターへの引継ぎ <input type="checkbox"/> 引き継ぎあり <input type="checkbox"/> 引き継ぎなし <input type="checkbox"/> 継続できず	
	「こんにちは赤ちゃん訪問」を受けました	
	平成	年 月 日

(裏面) 福祉保健センターへの連絡事項・備忘事項

こんにちは赤ちゃん訪問員 ハンドブック





# 事業実施までのスケジュール

	区役所	関係組織・団体	周知	訪問員	事務嘱託	備考
H20年 4月	課長・係長会議事業説明					区担当者説明会 ・概要説明 ・チラシ検討 ・事務手続き/スケジュール ・情報交換
5月	検討会実施 ・母子訪問指導事業との連携・整理 ・事業を円滑に進めるための帳票類やデータ管理等	市民児協理事会 町内会連合会 主任児童委員連絡会 よこはま子育て一人700m 定例会	広告付物品事前検討	地域組織や子育て支援関係団体への説明 事業実施要綱及び委嘱要綱作成	区役所総務課ライン ・事業説明 ・就業関係調整	行政運営行政局 &市民活力推進局 ・住基データの利用について調整
6月	母子訪問・母親教室担当者連絡会	地域子育て支援拠点定例会	窓口・母親教室等でのチラシ配布 説明時のQ&A作成	↓ 各区で募集開始	アルバイト・パソコンの配布調整	
7月	母子訪問指導事業との連携・整理 他	市民児協理事会 主任児童委員連絡会				こんにちは赤ちゃん訪問 事業マニュアル(案)作成
8月	訪問事業マニュアル(案)を提示 ↓ 検討(課長・係長)		↓ 広告付物品募集(冊子)			
9月	福祉保健センター長・担当部長会議			訪問員選考終了	広報よこはま市版(9月号) (募集期間9/11~9/17) →各区に配布	
10月	担当者説明会					個人情報保護審議会
11月	戸籍課・保険年金課 事業説明	市民児協理事会 主任児童委員連絡会	↓ 広告付物品募集(物品) 配布用冊子(見本)	(区)委嘱式 全体研修(同内容4回)	嘱託員雇用手続き完了	マニュアル配付
12月	庁舎内ポスター掲示		医師会・助産師会 ・事業説明 ・ポスター掲示	各区での研修 母子訪問指導員研修	雇用開始 全体研修 各区での研修	検討事項 PC設定 システム決裁
H21年 1月			広報よこはま掲載 ホームページUP 記者発表	訪問スタート		デモデータ抽出→確認 出生連絡票を元に訪問 各区のPCセッティング
2月			訪問活動取材	(委嘱更新手続) (委嘱状の必要枚数を各区総務課に依頼)		データ抽出 →対象者リスト作成
3月				(次年度研修日程案内)		

# こんにちは 赤ちゃん

発行/横浜市・協力/ベネッセコーポレーション

横浜市  
保健所



### こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、地域の訪問員が訪問し、出産後利用できるサービスや地域の子育て情報の提供を行います。

2020年

## いざという時の災害に備えて

### ●緊急時の連絡方法についてみんなで話し合っておきましょう

- ・複数の連絡方法を考え、記入したものを母子健康手帳と一緒にしておく
- ・災害伝言ダイヤルや携帯電話の災害伝言掲示板も確認しておく

### ●非常持ち出し用の物品の確認

母乳の方は出が悪くなる場合があるのでミルクも準備しておきます

(持ち物チェック)

- |                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 粉ミルク       | <input type="checkbox"/> タオルやガーゼのハンカチ      |
| <input type="checkbox"/> 水          | <input type="checkbox"/> 肌着                |
| <input type="checkbox"/> プラスチックの哺乳瓶 | <input type="checkbox"/> 赤ちゃんの服            |
| <input type="checkbox"/> お尻拭き       | <input type="checkbox"/> 離乳食(赤ちゃんの月齢に応じて)  |
| <input type="checkbox"/> 紙おむつ       | <input type="checkbox"/> その他、災害時避難用リュックの中身 |



### ●受診や相談できる場所を調べておきましょう

- ・受診中の病院以外にも近所の病院の場所や連絡先を確認する

### ●現在受けている治療や自分の健康状態を知っておきましょう

- ・受けている治療や飲んでいる薬の名前を記入し、他の人にも分かるようにする
- ・血液検査(血液型、貧血の有無、B型肝炎等の有無)の結果、アレルギーの有無、医師からの注意事項を書き記しておく

### ●家の中の備え

- ・家具の転倒防止策
- ・避難経路の確保(その途中に災害時避難用リュック)

### ●地域防災拠点

震災により家が倒壊したり、倒壊の危険がある場合に、一時的に避難生活を送る場所で、食糧・水・救護物資などの配布や生活情報の提供、家族の安否確認を行う場所です

### ●一時避難場所

地震発生後、周囲の様子を見たり、次の避難場所(広域避難場所、地域防災拠点など)に移動する場合に地域住民が集結・待機する場所です

## 万が一のとき あわてないように メモをしておきましょう

●かかりつけ医	電話
●かかりつけ医	電話
●タクシー会社	電話
●すぐ知らせたい人の連絡先	
名前	電話
名前	電話
名前	電話

### 救急機関リスト P.6~7参照

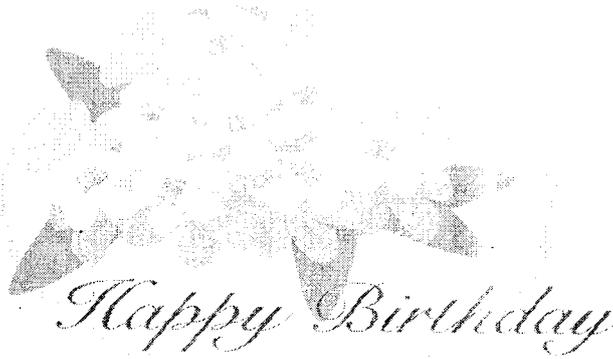
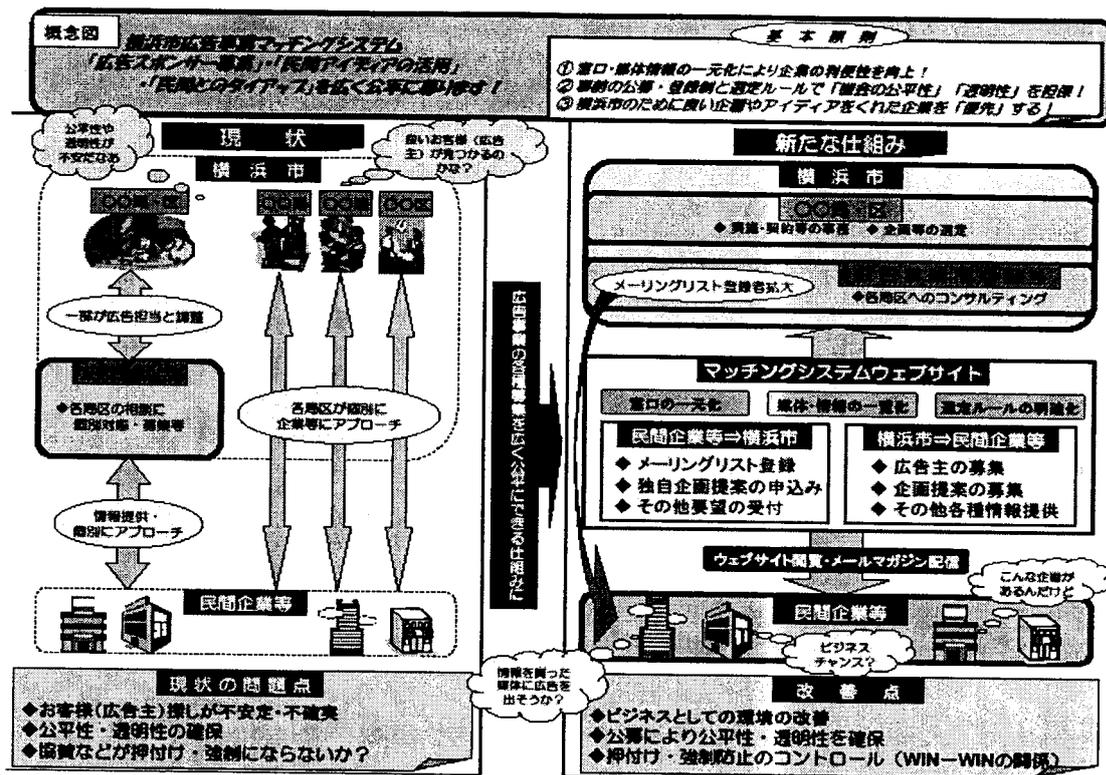
区 休日急患診療所	電話
(病院や診療所案内)	
横浜市救急医療情報センター	電話 201-1199 <small>いしゆま</small>
(看護師による電話相談)	
小児救急電話相談	電話 201-1174 <small>いしゆま</small>
家庭用化学製品(タバコや洗剤など)を誤って飲んでしまった!	
中毒情報相談室	電話 262-4199

あわてずはつきり話ししょう 救急車を呼ぶ場合 119 番

### あなたの町の避難場所

場所の説明  
(自印など)

# 広告事業について



Happy Birthday  
 Congratulation!

こんにちは。

赤ちゃんの御誕生、おめでとうございます！

# 養育支援訪問事業と子どもを守る 地域ネットワーク

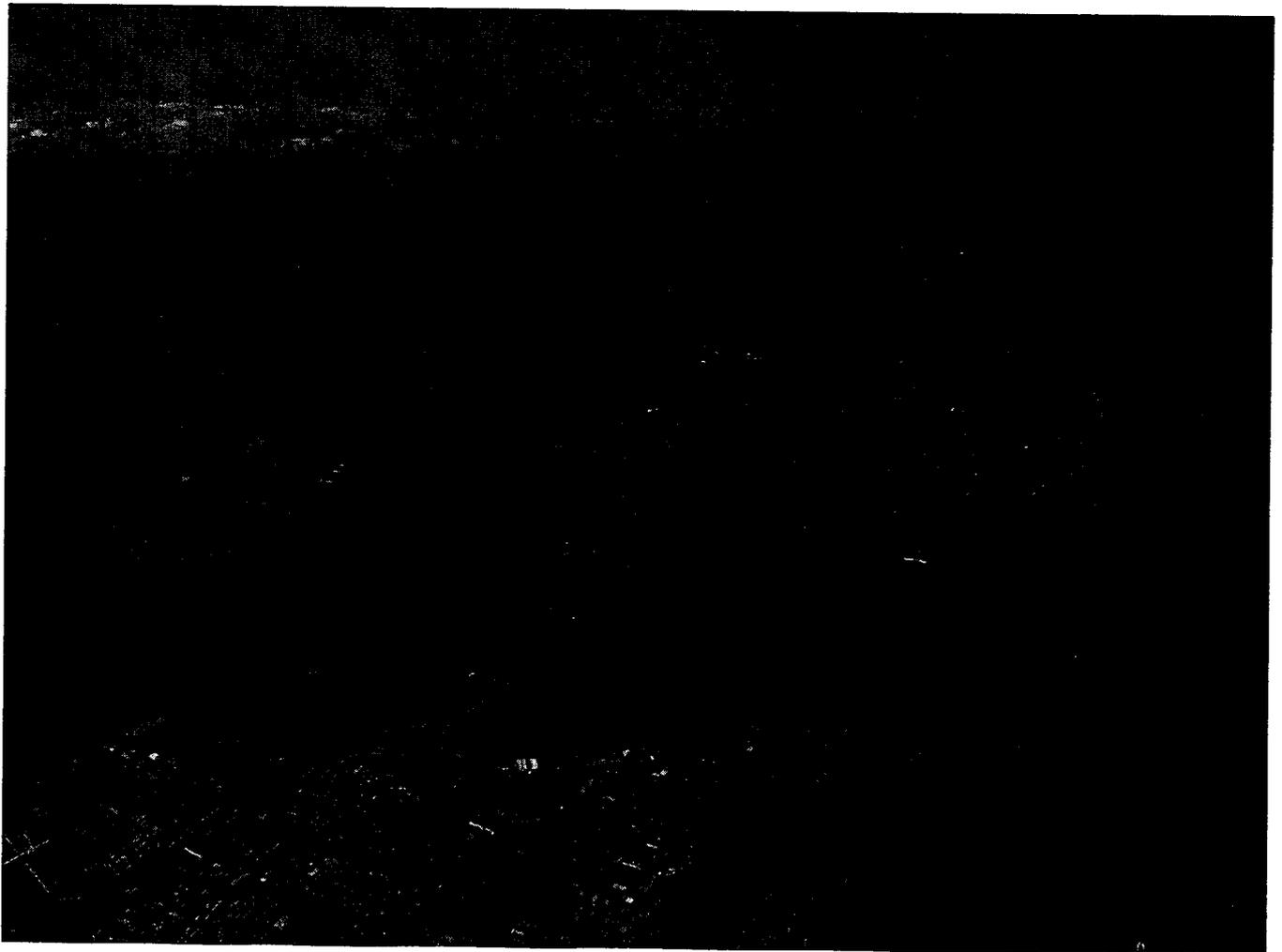
～浜松市における子ども虐待防止に向けた  
取り組み～

浜松市こども家庭部

子育て支援課 鈴木勝子

2009年 2月23日



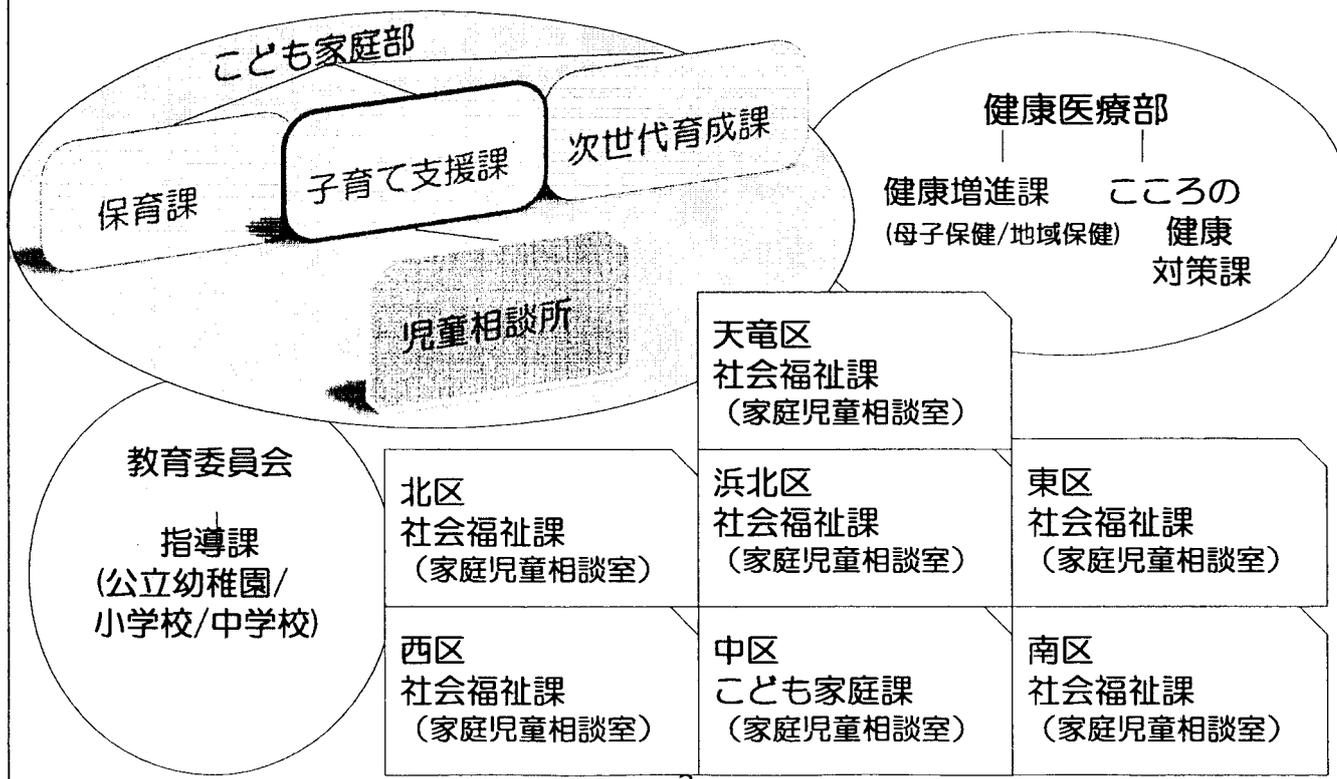


# 浜松市の紹介

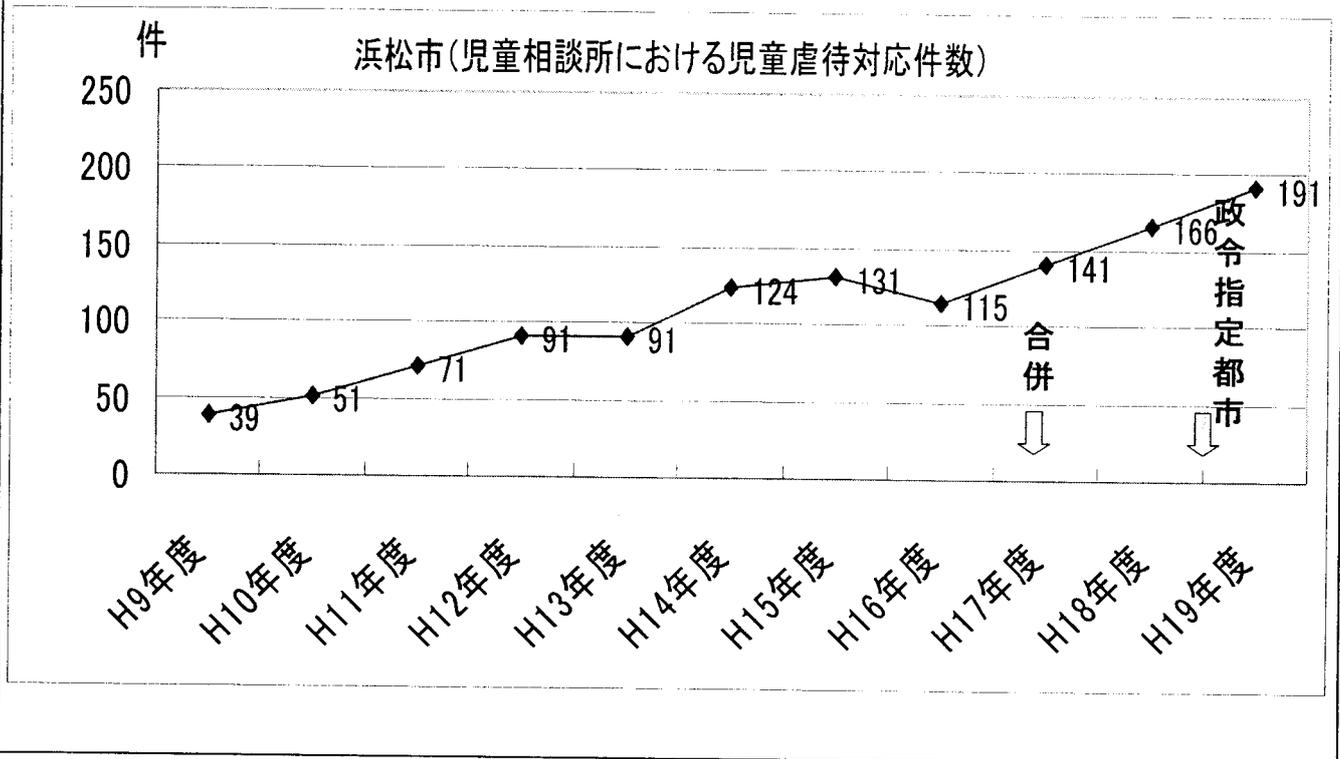
浜松市は、北は赤石山系、東は天竜川、南は遠州灘、西は浜名湖と異なる自然環境に囲まれている

- ◇面積: 1,511.17km<sup>2</sup> (全国2位)
- ◇人口: 825,810人 361,716世帯
- ◇児童数: 135,408人 (2008年10月1日現在)
- ◇年間出生数: 7,512人 (2007年1~12月)
- ◇合計特殊出生率: 1.50 (2007年度)
- ◇2005年7月1日に12市町村が合併
- ◇2007年4月1日に政令指定都市 7区

## 浜松市の児童虐待 に関する組織



# 児童虐待対応件数



## 浜松市-児童虐待 対策の取り組み

- 1 要保護児童対策地域協議会 ★★★
- 2 児童虐待死亡事故防止プロジェクト ★★★
- 3 育児支援家庭訪問員 ★★★
- 4 エンゼルヘルパー派遣事業 ☆★
- 5 子育て短期入所事業 ☆★
- 6 こんにちは赤ちゃん訪問 ☆★
- 7 子育ての会 ☆★
- 8 10代の母親のための子育て教室 ☆★

# 要保護児童対策地域協議会★★★

## 協議会(代表者会議)

市で1箇所設置。子育て支援課が開催。年2回開催

## 連絡会(実務者会議)

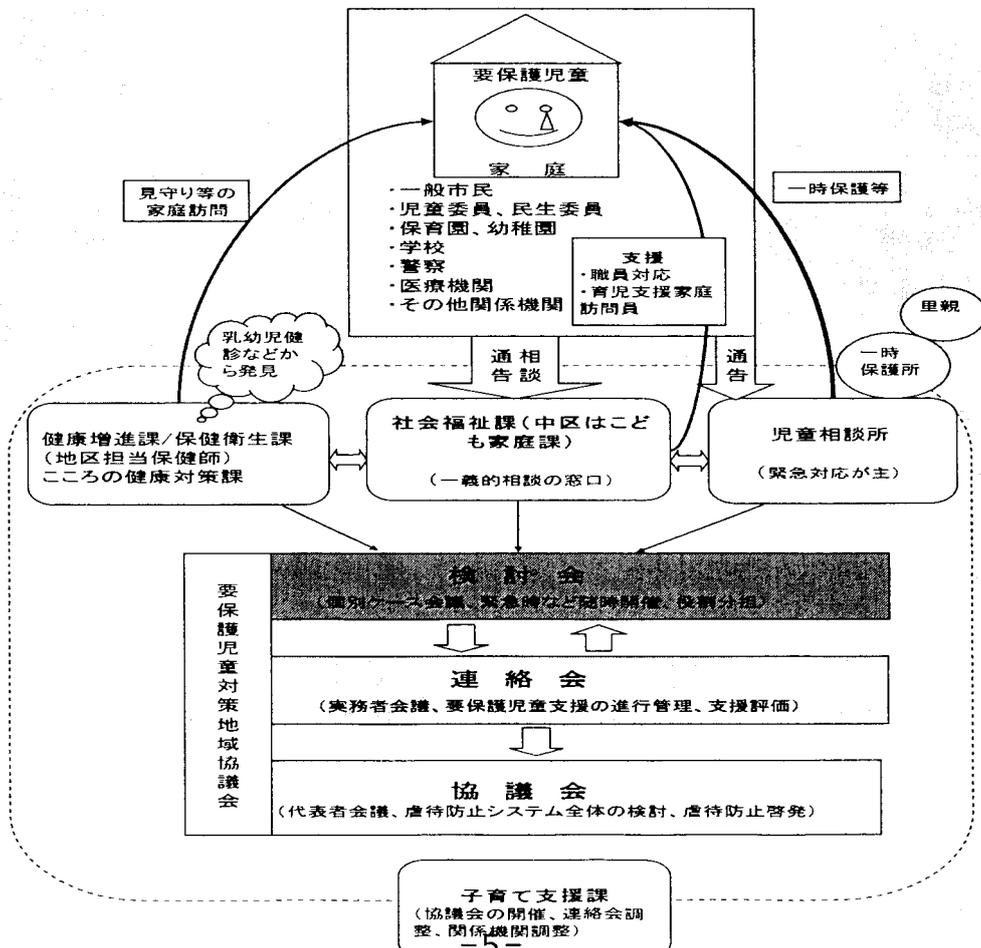
7区で毎月開催。ケースが多い区は月2回開催

社会福祉課(家庭児童相談室)が開催

## 検討会(ケース会議)

各区の社会福祉課(家庭児童相談室)または児童相談所が開催: 主担当が声をかける

要保護児童の対応



## 協議会(代表者会議)

1 設置: 浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱

2 主管課: 子育て支援課

3 構成員(34人+行政職員)

児童福祉関係(里親会、民生委員代表、県西部児相)

児童福祉施設関係(児童養護施設2、乳児院、知的障害児施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設)

医療関係(医師会5団体、歯科医師会5団体)

教育関係(公民幼稚園・保育園代表、小中校長代表)

警察司法関係(警察署5か所、弁護士会)

人権擁護関係(法務局、人権擁護委員)

行政関係(児童相談所、子育て支援課、次世代育成課、保育課、健康増進課、こころの健康対策課、教育委員会指導課)

## 協議会(代表者会議)

4 開催回数: 年2回

5 これまで取り上げた議題

・浜松市における要保護児童の現状

(区役所家庭児童相談室・児童相談所の児童虐待対応件数、実務者会議とケース会議報告、死亡事例検証委員会報告)

・浜松市の児童虐待防止に関する事業報告

(庁内の通告先周知、庁内の体制整備について、庁内児童虐待防止マニュアルについて、児童虐待死亡事故防止対策の取り組みについて)

・法改正

・意見交換

## 連絡会(実務者会議)

- 1 設置:浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱
- 2 主管課:各区社会福祉課(家庭児童相談室)
- 3 構成員
  - ・社会福祉課(家庭児童相談室):事務局
  - ・浜松市子育て支援課
  - ・浜松市児童相談所
  - ・浜松市教育委員会指導課担当者、(小中学校教諭※)
  - ・区保健衛生課(地域保健担当保健師、精神保健担当)
  - ・区保育所担当者(幼稚園、保育園園長※)
  - ・区生徒指導主任・主事代表者

※は随時

## 連絡会(実務者会議)

- 4 開催回数:各区月1~2回
- 5 内容:ケースの進行管理
  - ・新規ケースの概要、主担当、担当、役割の確認。
  - ・ケースの情報共有、今後の介入方法と各機関の役割確認、ケース会議の有無、格付、確認月を決定する。
  - ・介入困難ケースを整理する。

## 連絡会(実務者会議)

### 6 準備

14日前:① 各機関に開催日・開催場所確認メール

② 月の進行管理様式を児童相談所、保健衛生課(精神担当、保健師総括)へ、ハイネス(職員の有線ネットワーク環境)で一括送信する。

7日前:各機関(児童相談所、保健衛生課)からハイネスにて進行管理月までの経過を入力した様式が返信

3日前:① 各機関(児童相談所、保健衛生課)から新規ケースの資料提出。資料は検討会提案票、ジェノグラム、リスクアセスメント票の3点とする。不明な点を各機関に確認する。

前日: ① 要保護児童連絡会の次第・配布資料の準備。

## 連絡会(実務者会議)

### 7 会議終了後

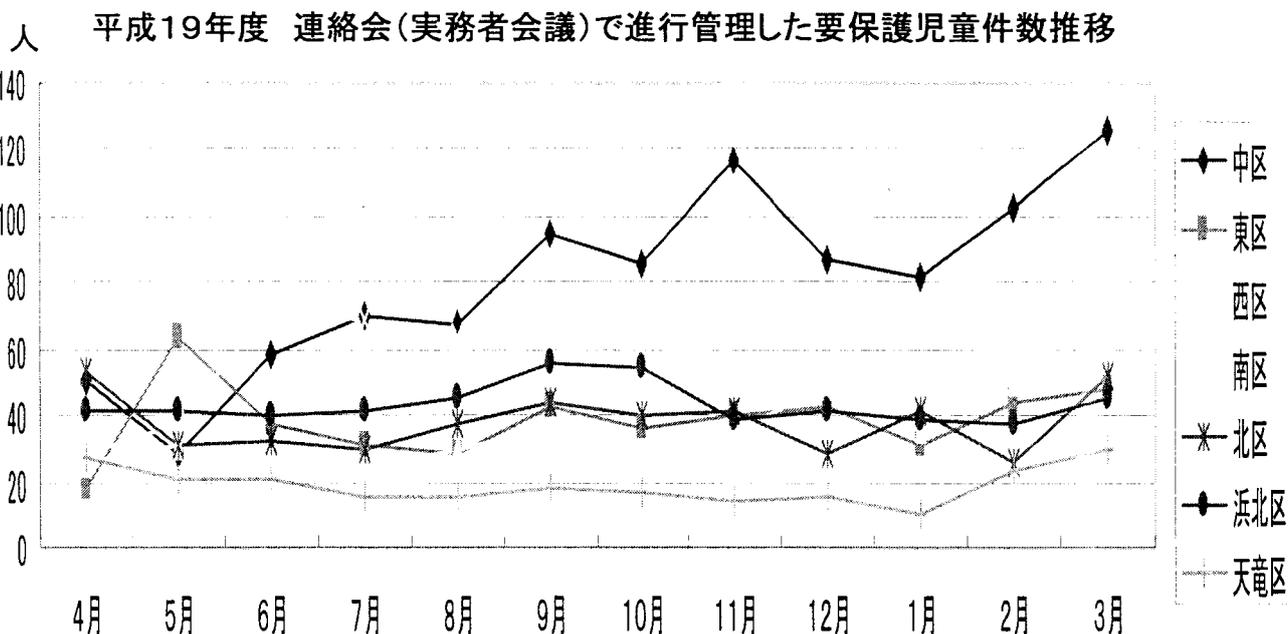
① 協議した内容(介入方法の補足、ケース会議の有無、格付、確認月)を管理票シートに入力。次回進行管理実施月にマークを入れ、変更箇所を修正する。

② 進行管理実施月から次回進行管理されるケースを選出し、次月の連絡会様式を準備しシートを作成する。

③ 新規ケースの児童記録票、検討会提案票、ジェノグラム、リスクアセスメント票、ケース会議録追加を行う。

④ 次回の進行管理月までにケース会議を実施するケースについては参加機関と連絡調整を図る。

# 連絡会(実務者会議)



# 検討会(ケース会議)

- 1 設置: 浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱
  - 2 主管課: 各区社会福祉課(家庭児童相談室)
  - 3 構成員
    - ・社会福祉課(家庭児童相談室): 事務局
    - ・浜松市児童相談所: 事務局
    - ・区保健衛生課(地域保健担当保健師、精神保健担当※)
    - ・幼稚園、保育園、小中学校教諭※
    - ・育児支援家庭訪問員※
    - ・医療機関※
    - ・その他必要とされる機関(者) ※は必要に応じて出席を求める
- 主担当が  
開催する

## 検討会(ケース会議)

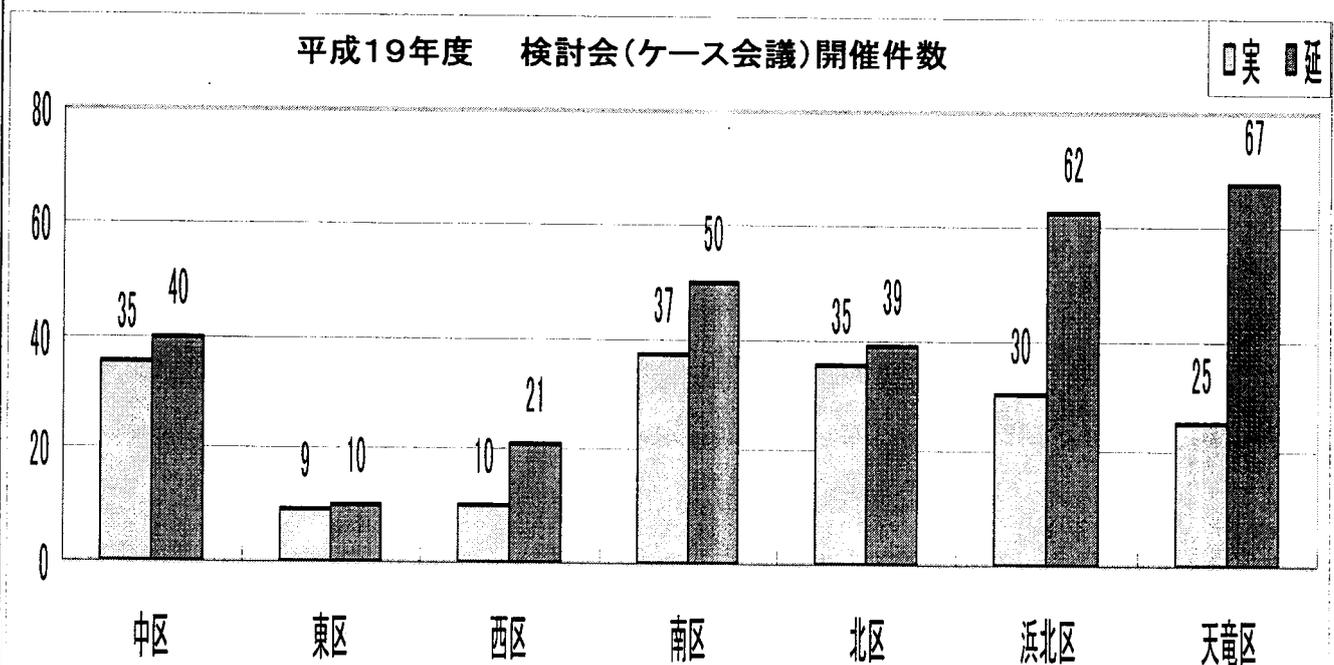
4 開催回数:各区で開催

5 内容

・提出理由の確認、虐待事実の確認、関係機関の関わり状況と問題点確認、

緊急介入の判断、関係機関の役割分担、調査格付、支援格付等

## 検討会(ケース会議)



## 児童虐待死亡事故防止

### プロジェクト ★★★

#### ◇プロジェクト

平成16年・18年に児童虐待死亡事故が起きたことから、行政の関係機関が共通の危機意識を持ち、虐待の早期発見、早期対応ができるよう、関係機関の長によるプロジェクトチームを設置

#### ◇ワーキング

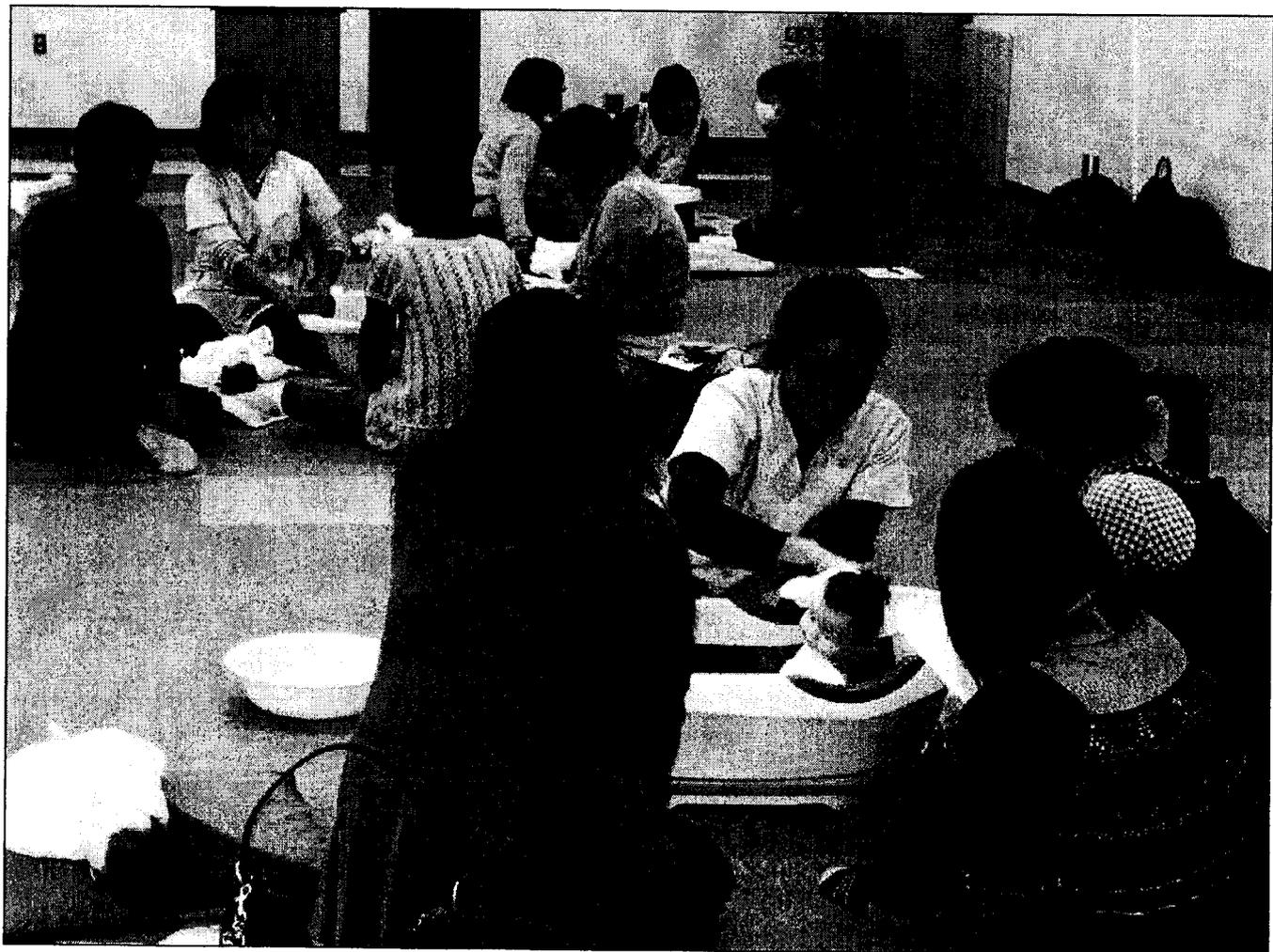
プロジェクトの下部組織として担当で構成  
《H20年度の主な取り組み》

- ①連絡会用の進行管理票検討部会
- ②H21版児童虐待庁内対応マニュアル作成

## 育児支援家庭訪問員 ★★★

～研修内容 H20年度～

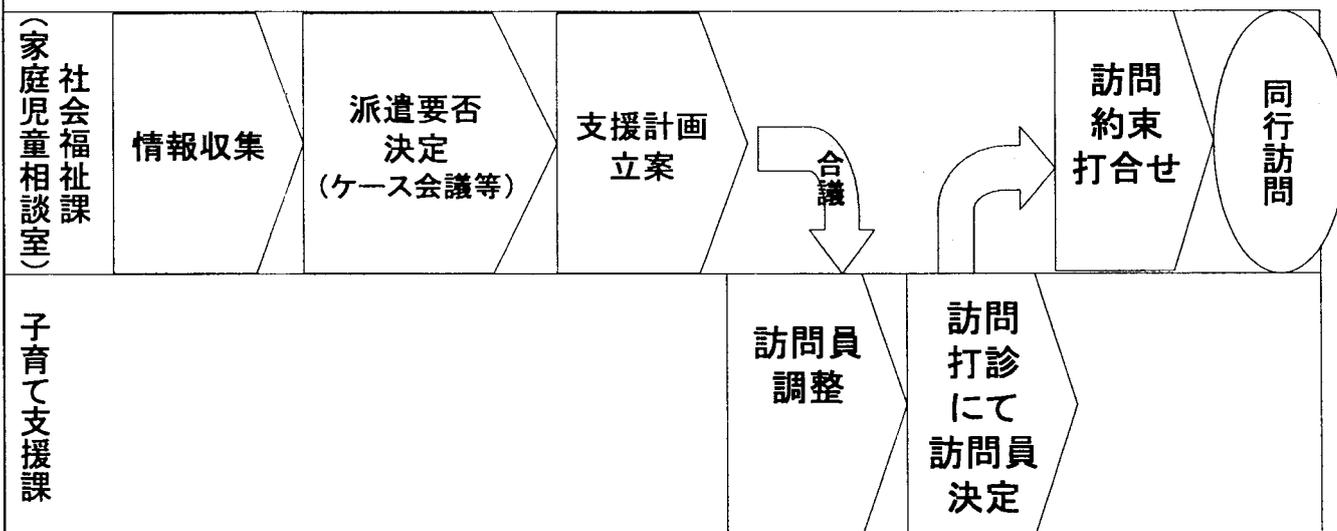
5月21日	市の母子保健、子育て施策の概要、 育児支援家庭訪問事業の概要	子育て支援課
7月16日	市の児童虐待の状況 対人援助技術(傾聴・共感・受容)	児童相談所
9月17日	乳幼児の発達と発育について 訪問事例の共有と支援の検討	子育て支援課 家庭児童相談室
11月16日	マタニティブルー・産後うつ病の基礎 知識と対応	精神保健福祉セ ンター医師
1月29日	離乳食実習と沐浴実習	栄養士 助産師
3月11日	今年度のまとめ	子育て支援課



# 育児支援家庭訪問員★★★

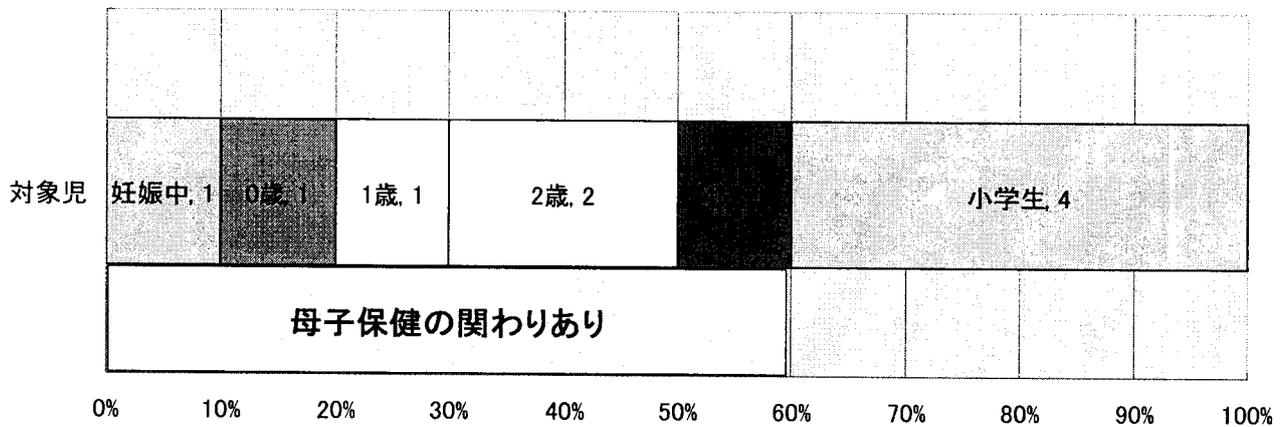
項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度 4～12月
登録訪問員数	14名	27名	35名
支援対象者世帯数	5世帯	26世帯	26世帯
延べ派遣訪問員数	25名	46名	41名
延べ訪問回数	78回	273回	334回
延べ訪問時間数	154時間	530時間	594時間

## 育児支援家庭訪問員★★★ 訪問導入までの流れ



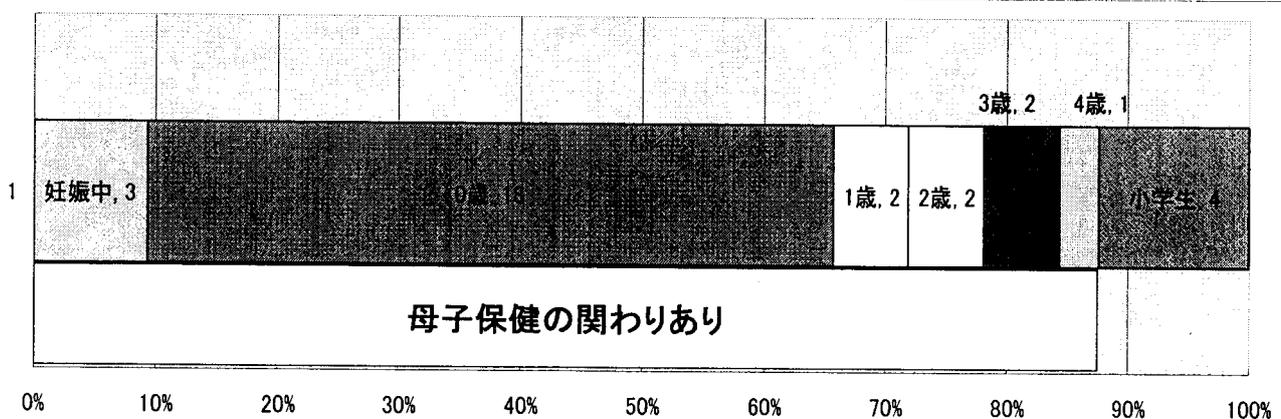
# 育児支援家庭訪問員★★★

事業初年度(平成18年度)の導入対象児年齢と母子保健の関わり



# 育児支援家庭訪問員★★★

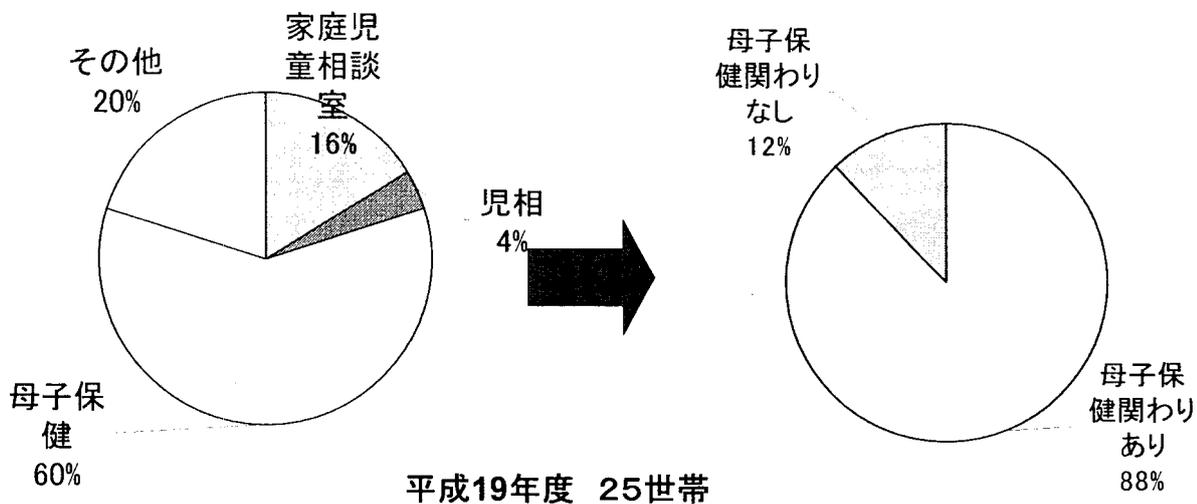
事業2年目(平成19年度)の導入対象児年齢と母子保健の関わり



# 育児支援家庭訪問員★★★

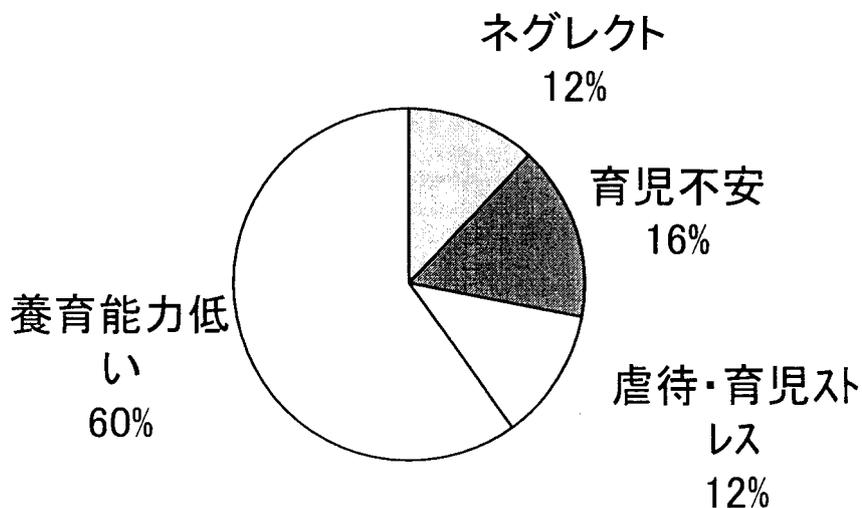
平成19年度 初期情報提供者

平成19年度 母子保健の支援有無

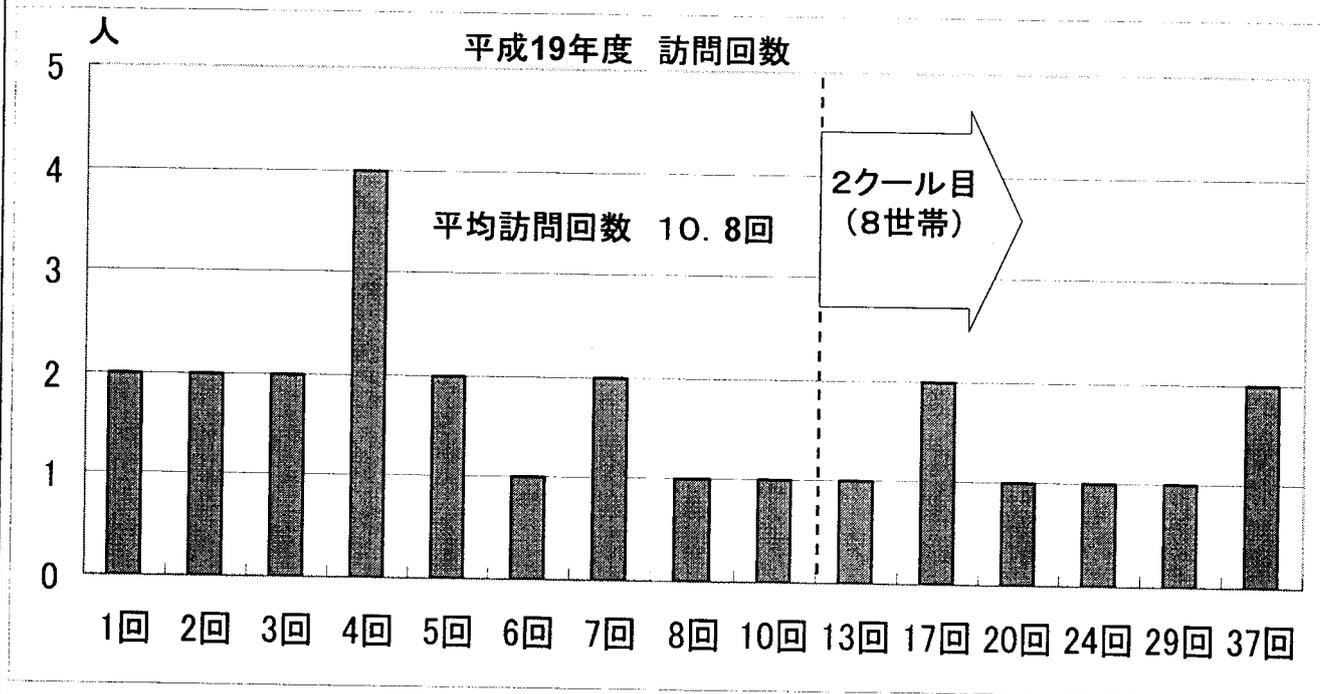


# 育児支援家庭訪問員★★★

平成19年度 導入した理由

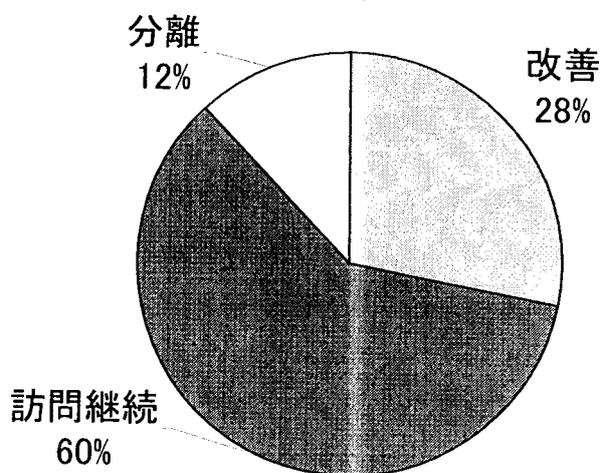


# 育児支援家庭訪問員★★★



# 育児支援家庭訪問員★★★

平成19年度 導入後(H20年1月末現在)の状況



## 育児支援家庭訪問員★★★

### 事例Ⅰ「母子保健との連携」

療育手帳Bを所持する未婚の妊婦が、家族に妊娠を相談できなかったことで中絶の時期をのがし、妊娠29週で保健センターに来所。母子保健の関わりがスタートする。当初は乳児院入所も検討されたが、母子保健保健師と家庭児童相談室職員等関係機関が支援内容を協議し、出産前から育児支援家庭訪問員を導入したことで信頼関係ができ、母親が育児スキルを獲得しながら、母の自己肯定感や母性を育てることができたケース

## 育児支援家庭訪問員★★★

### 事例Ⅱ「ネグレクト家庭への派遣」

訪問員導入時、児の年齢：6歳、5歳、2歳

両親ともに知的障害があり、地区担当保健師が継続的に関わっていたがなかなか効果的な介入ができなかった家庭。家庭内はゴミが散乱し、足の踏み場もなく、かび臭さ、害虫多く不衛生な環境。保健師が育児、生活指導していたが、室内の劣悪な環境は改善されず、自立支援ヘルパーの派遣契約も解除されていた。ケース会議にて育児支援家庭訪問員の導入をきめ、母と掃除を根気よく続け、環境改善を図ったケース

## 育児支援家庭訪問員★★★

事例Ⅲ「産後うつのあったケース」

4歳、3歳、1歳の子があり、第4子を妊娠中。

妊娠中に切迫流産をきっかけに、児を養育できないと訴えがあり、第1・2子は施設入所。第3子は里親委託となる。母は精神科受診し、人格障害をベースにした自律神経失調症、うつ病があると診断される。産後うつの懸念が強く、妊娠中から育児支援家庭訪問員を導入したケース

## 育児支援家庭訪問員★★★

導入理由

### ○母の問題

精神疾患、産後うつ、知的障害、育児不安の強さ  
母自身が不適切な環境で育ち常識的知識の欠如  
結核で入院、覚せい剤中毒後遺症、体調不良  
上の子への虐待があった、児を叩く

上の子が、離乳食食べさせているとき気道閉塞。低酸素脳症になり、後遺症残したこと思い出しパニックになる

### ○児の問題

未熟児で障害が残る可能性大、硬膜下血腫等後遺症による発達の遅れ、発達障害の疑い

## 育児支援家庭訪問員★★★

### 導入理由

#### ○家庭の問題

育児の支援者がいない、支援者がいない時間帯が不安

実家とは絶縁状態で2回めの離婚

夫からのDVがある

経済観念に乏しく借金がある、生活保護申請中

夫の浮気、別に子があり、家族構成が複雑で補弱

上の子を施設へ入れている

掃除、片付けができないためゴミ屋敷になっている

## 育児支援家庭訪問員★★★

### 主な支援内容

- ・ 妊娠中に出産準備を手伝う、妊娠中の母の体調管理
- ・ 児の発育発達状況の確認
- ・ おむつ交換、沐浴指導
- ・ 離乳食指導
- ・ 子育て情報の提供
- ・ 母の思いの傾聴、心理的サポート
- ・ 児への接し方、発達に応じた遊びの指導
- ・ 保育園の道のりを同行する
- ・ 室内環境の整備、掃除を一緒に行う
- ・ 服薬管理、DOTS
- ・ 祖母の健康状態の確認

#### 育児支援家庭訪問員の 資格要件

- ①心身ともに健全である
- ②次のいずれかの資格
  - ・保健師
  - ・助産師
  - ・看護師
  - ・社会福祉士
  - ・保育士
  - ・幼稚園教諭
  - ・児童指導員
- ③市が実施する養成講座を受講する

## 育児支援家庭訪問員★★★

### 実施期間を終えての効果

- ・見守りや定期的な監視が必要な家庭のモニタリング機能を果たしていた
- ・沐浴や離乳食など育児スキルを獲得してもらえた
- ・養育環境が一時的にでも改善された
- ・母の育児不安やストレスが軽減された
- ・母が休息でき、心身の状態が良好になったことで育児に前向きになれた
- ・母に育児の自信とともに自己肯定感も高くなった
- ・母の就労意欲が引き出され児を保育園へつなげられた

## 育児支援家庭訪問員★★★

### 課題

- ・増える需要に対応できる訪問員の養成と確保
- ・導入の判断にケース会議を行うことを必須とし、訪問員と他の支援機関の役割を明確にしておくこと
- ・訪問員導入の目的を明確にし、派遣期間の見通しを立てること
- ・訪問員を必要とする家庭の問題が複雑化しており、支援の限界を感じる訪問員もいる。訪問員をバックアップする体制づくりが課題
- ・訪問員導入後の評価方法を見直し、訪問員の終結に至る判断基準を構築すること

## エンゼルヘルパー 派遣事業 ☆☆

◇妊娠中から児が満1歳までの期間に、家事や育児を援助するヘルパーを申請できる制度

◇1日1回 最大3時間まで 計50時間

多胎児、未熟児、切迫流産・早産で入院した場合は、計80時間まで利用可能

◇1時間当たり1,000円の公費負担

登録事業者によって、単価の違いがある。

## 子育て支援短期利用事業 ☆☆

◇緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行うもの

◇児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、契約した病院、産婦人科医院

◇養育・保護期間は7日以内、必要最小限の範囲内で延長できる

◇申請に基づき、状況調査を行い決定

◇保護者の負担は生保、非課税世帯、その他の世帯で異なる

## こんにちは赤ちゃん事業☆☆

- ◇平成20年度から母子保健担当で開始
- ◇これまでの新生児訪問(第1子訪問:助産師会委託、ハイリスク訪問:保健師実施)に赤ちゃん訪問員による訪問をプラスして実施
- ◇赤ちゃん訪問員は、育児経験があり心身ともに健全な女性で、養成講座を終了し、母子保健と児童福祉に識見と熱意のある者
- ◇訪問内容は、児と保護者の状況確認、子育てに関する情報提供、専門知識を要しない育児相談

## 子育ての会 ☆☆

- ◇1歳6か月児健診等で、養育に対する不安やストレスを訴える母親に、保健師が家庭訪問し、参加を勧める
- ◇各区の保健センターで保健師、心理相談員、保育士で実施
- ◇グループでの話し合いが中心
- ◇グループワークの時は、託児を行い母親が十分に語れるよう配慮
- ◇各会場の参加者は10~20組

## 10代の母親のための 子育て教室 ★☆

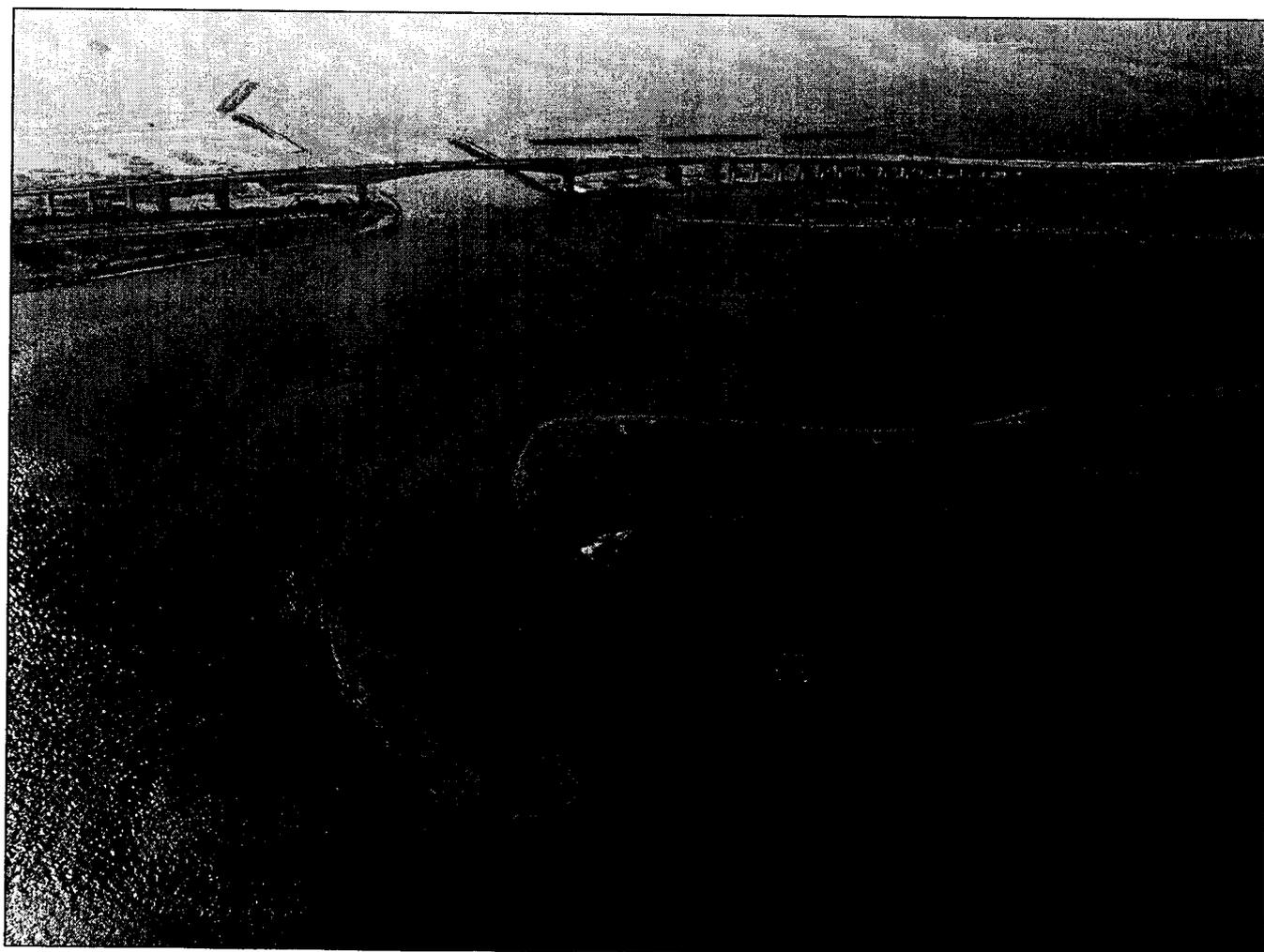
- ◇10代で母子健康手帳を交付された妊婦に案内
- ◇妊娠中～児が就園前頃まで母子で参加  
H20年度の参加状況は、20組前後
- ◇毎月1回、中央保健福祉センターで保健師・保育士が  
開催
- ◇身体測定、プチ講座(テーマを決め指導)、グループワ  
ーク、親子のスキンシップ、季節の行事等
- ◇同じ世代の母親同士のつながりや保健師との関係を築  
き、地域での孤立化を防いでいる

## 10代の母親子育て教室参加者の特徴

- ↓生育歴の問題
- ↓インフォーマルなサポートの調整が困難
- ↓母親の両親が離婚していたり不安定な家族関係
- ↓経済的困難
- ↓閉じこもりがちな生活
- ↓相談する相手がなく孤立感が強い
- ↓人とのコミュニケーション能力の未熟性
- ↓フォーマルサービスの情報不足
- ↓思考や判断の未熟性
- ↓家事能力の未熟性

## 今後にむけて

1. 予防につながる事業のさらなる強化
  - ・育児支援家庭訪問員の活用について児童相談所職員や母子保健職員が認識され始めているが、連携できる対象としての理解をさらに深めること
  - ・母子保健の機能強化と児童福祉部署との連携強化
2. 要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催について、各区での開催を検討する
3. 「家庭児童相談室」を内外に存在をアピールすること。危機管理体制の強化として相談グループに教育相談員も含め機能強化する



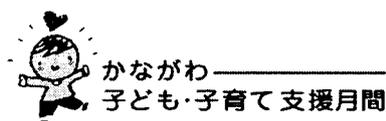
## 県の役割は市町村支援

—「こんにちは赤ちゃん事業」と「養育支援訪問事業」  
の効果的な実施に向けて—

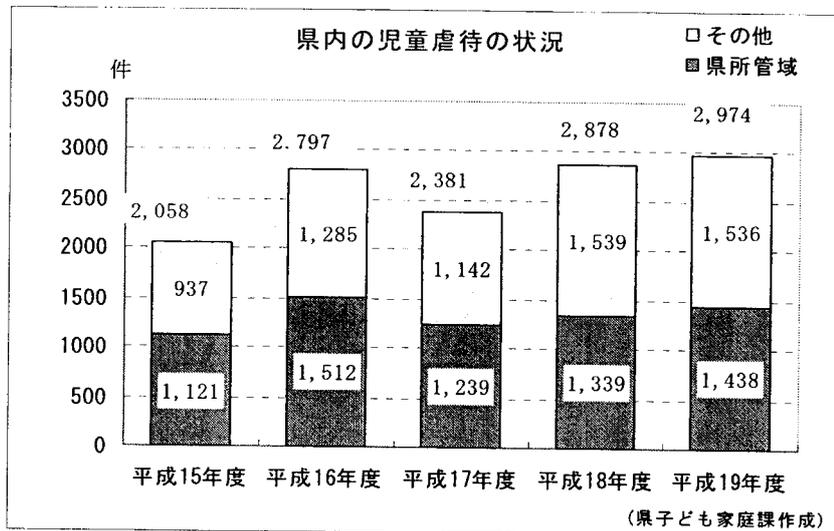
神奈川県保健福祉部子ども家庭課  
次世代育成班 彦根 倫子

## 神奈川県の子ども・子育ての現状

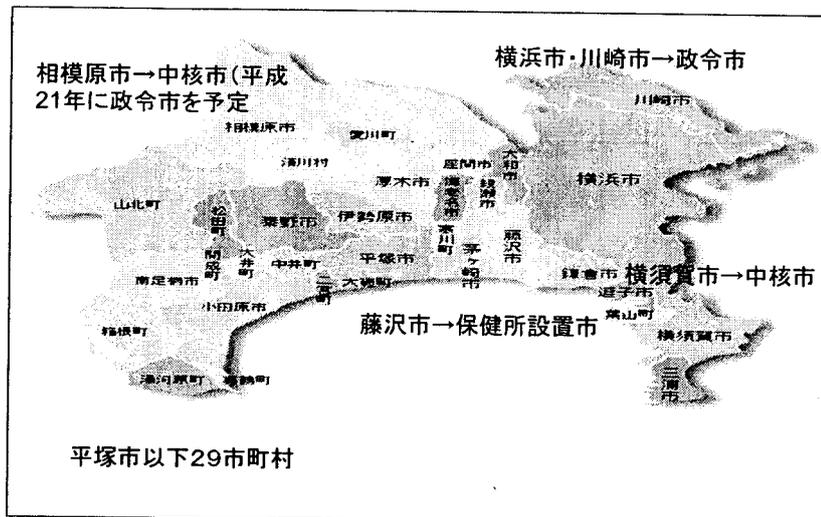
- 合計特殊出生率 平成19年 1.25  
(全国順位 42位)
- 核家族での子育て
- 男性の長時間労働
- 男性の長時間通勤
- 実家が遠い



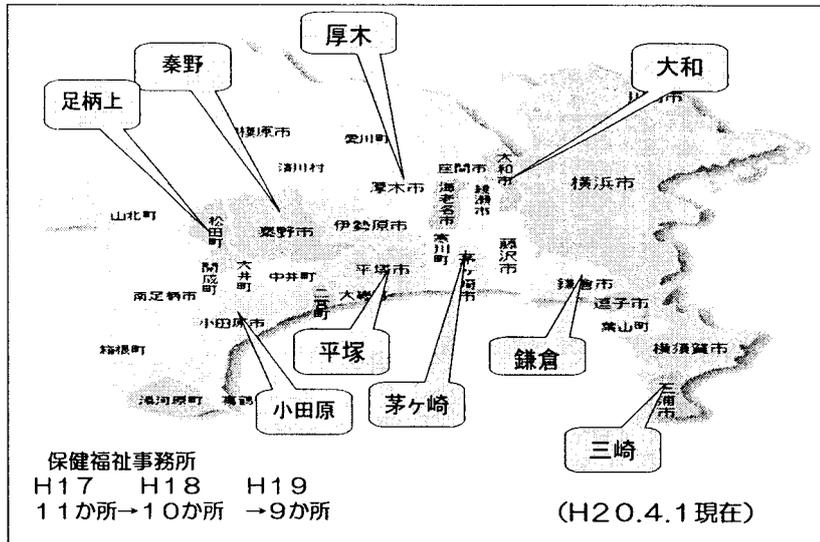
## 県内の児童虐待の相談件数等



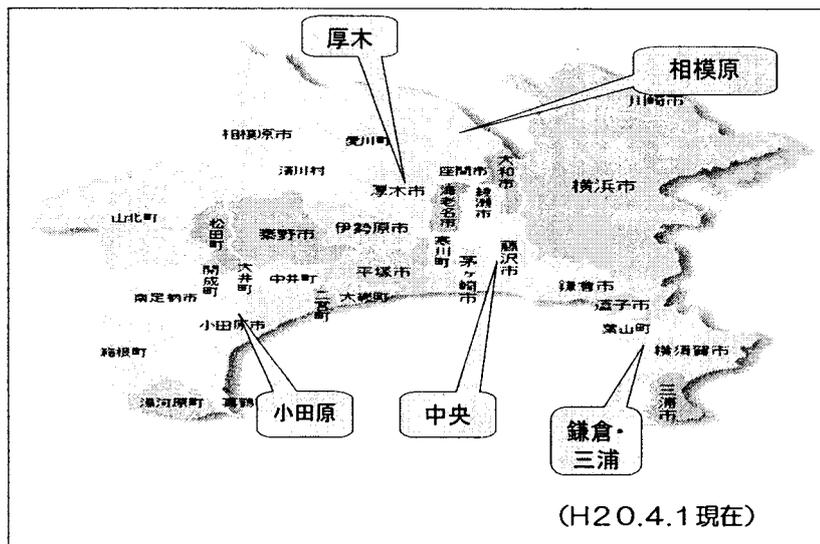
## 神奈川県



## 県保健福祉事務所は9か所



## 県の児童相談所は5か所



## 取組みの経過

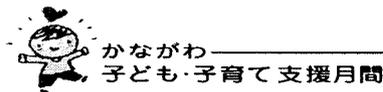
- 平成18年度に新規事業として予算の確保
  - ・家庭育児力強化支援事業(児童虐待予防)
- 市町村支援
  - 個別支援スキルアップ研修
  - 集団支援スキルアップ研修
  - 子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター連絡会議やスタッフの研修
- NPO等の支援
  - NPO等市民対象の子ども・子育て支援基礎研修
- 市町村、NPOとの交流

## プログラムの企画のために

- 現状のヒアリング
    - 市町村の児童福祉、母子保健担当者
    - 保健福祉事務所、児童相談所保健師
- 
- 市町村内の関係課との連携は？
    - 非常勤職員の研修は？
    - 委託が増えているけれど進行管理は？
    - 保健福祉事務所との連携は？
    - 児童相談所保健師の役割は？

## 平成19年度のプログラム

- 3日間コース
- 市町村児童福祉担当者と母子保健担当者が一堂に会する場
- 非常勤職員も参加してもらえる内容
- 半日・1日のみの参加もできるプログラム
- 近隣の市町村の取組みを情報提供
- 情報交換の場を設けて市町村間の連携につなげる



## 実施して見えてきた課題

- 子ども家庭課からの文書は、母子保健担当に情報提供されない、非常勤職員にまで情報提供されていない市町村が多い
- 参加してほしい市町村が出席してくれない
- 人口規模の少ない町村の参加は難しい



報告書を作成して、情報提供

実施状況についてアンケート調査を実施

# 平成20年度のプログラム

## ●企画の視点

☆アウトリーチ型(地域に出向こう!)

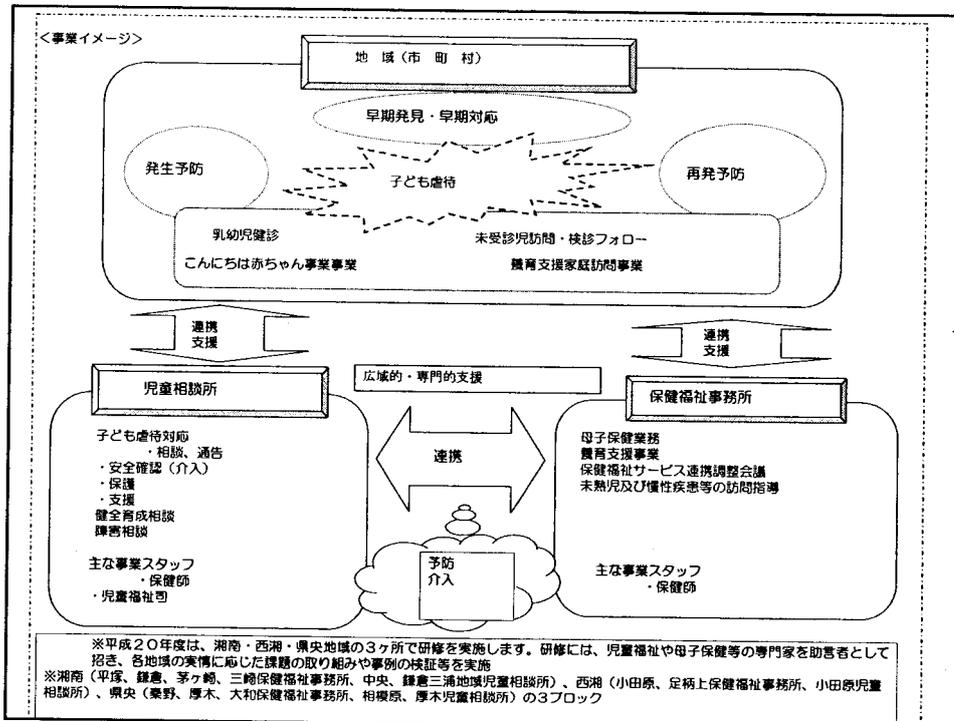
☆連携協力型

(健康増進課・保健福祉事務所・児童相談所)

☆地域特性重視型

☆参加型

☆事例活用型



## プログラム

- 「個別支援スキルアップ研修Ⅰ」  
こんにちは赤ちゃん事業・養育支援訪問事業  
の基本的な理解
  - ・厚生労働省の考え方
  - ・地域での実施のための工夫
  - ・市町村同士の情報交換
- 「個別支援スキルアップ研修Ⅱ」  
事例検証  
助言及び関係機関との連携について

## 研修の周知のための工夫

- 早めの周知
- 母子保健担当課と児童福祉担当課に必ず届くように、保健福祉事務所に依頼し、手渡しを依頼
- 出欠の確認も保健福祉事務所に連絡

### 平成19年度個別支援スキルアップ研修（3日間コース）

	内 容	参加者数
1日目	「生後4ヶ月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」を実施するために	30名
2日目	「育児支援家庭訪問事業」の効果的な展開の工夫 健診や育児相談及び家庭訪問での面接技術を磨く	28名
3日目	民間委託による効果的な事業実施の方法 地域における児童虐待予防の視点	23名

延べ 81名

### 平成20年度個別支援スキルアップ研修Ⅰ・Ⅱ（2日間コース）

	内 容	参加者数
個別支援スキルアップ研修Ⅰ （全体研修）	児童虐待を予防するための施策について 「こんにちは赤ちゃん事業」及び「育児支援家庭訪問事業」 を実施するために	56名
個別支援スキルアップ研修Ⅱ（県城市町村地域別ブロック研修）		
小田原保健福祉事務所開催 （小田原・足柄上保健福祉事務所管内 市町村対象）	事例検証 1事例 講義 児童虐待予防のための関係機関との連携	22名
鎌倉保健福祉事務所開催 （平塚・鎌倉・茅ヶ崎市・三崎保健福 祉事務所管内市町村及び藤沢市対象）	事例検証 2事例 講義 児童虐待予防のための関係機関との連携	29名
厚木保健福祉事務所開催 （梶野・厚木・大和保健福祉事 務所管内市町村対象） * 2月20日開催予定	事例 講義 出産前後の支援をするために知っておきたい精神保健の知識と理解	

## 市町村支援のための県の役割

- 日常の事例をとおした、保健福祉事務所と児童相談所との連携の強化による、市町村支援の実現
- 母子保健研修とのドッキングした研修の開催
- 厚生労働省からの情報をタイムリーに提供
- 市町村での実施状況をまとめて、情報提供

ご清聴ありがとうございました。

●連絡先

神奈川県保健福祉部子ども家庭課

電話 045-210-4666

ファクシミリ 045-210-8857

Eメール michiko.8hfc@pref.kanagawa.jp